

利尻富士町フェリー積載自動車航送料助成事業 Q & A

Q：申請は誰でもできますか？

A：運転者が申請者となります。したがって、申請書の添付書類として必要な「運転免許証の写し」と「指定口座の写し」は申請者である運転者のものとなります。

また、航送券の予約名も申請者同一でなければいけません。

Q：島に帰ってきてからの申込みはできますか？

A：原則事前申込みです。なお、「申請書及び請求書」の様式は、今年よりご自宅への送付はいたしません。役場窓口か鬼脇支所、海の駅おしどまり観光案内所窓口に常備しておきますのでご使用願います。

Q：会社名義の車を使用した際は対象となりますか？

A：対象になります。

対象になる車両は、基本的にはハートランドフェリー(株)の離島割引が適用される自家用自動車となりますが、商業的な行為をする営業用自動車以外であれば会社が所有する車両も対象となります。(トラックやレンタカー等は対象になりません。)

Q：軽トラックは対象となりますか。

A：対象になります。

Q：申請書に添付する「指定口座の写し」とは何が必要ですか？

A：助成金の振り込みを希望する口座の通帳コピー（表紙と1枚めくったページ）が必要になります。

Q：知人から車を借りて島外へ出たいのですが？

A：お借りする車が、利尻富士町民又は利尻富士町の会社が所有又は使用する自家用自動車であれば対象となります。

Q：一人何度でも使えますか？

A：回数制限は設けておりません。

Q：帰島日が未定で片道しか予約していませんが、申込みは可能ですか？

A：要領の「申請方法」にハートランドフェリーに往復で予約し、助成申込みの際、その予約番号を伝えることと定めておりますので、30日以内の往復で予約した場合を対象とします。

※帰島後に提出する「助成金交付申請書兼請求書」については請求額の訂正は受付できませんのでお間違えの無いよう記載願います。